



相続税の申告書 第4表

相続税額の加算金額の計算書

			被相続人		E01				
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。									
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。									
加算の対象となる人の氏名			E02		E03		E04		E05
各人の税額控除前の相続税額(円) (第1表⑨又は第1表⑩の金額)			①	G01	G08		G15		G22
相 続 人 の 精 算 課 税 に 係 る 贈 与 の 受 取 主 の 氏 名 と 続 柄 の 変 更 の 記 入 を 受 け て い る 被 解 説 者 の 氏 名	被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額(円)	②	G02	G09		G16		G23	
	被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額(円) (第1表①＋第1表②＋第1表⑤)	③	G03	G10		G17		G24	
	加算の対象とならない相続税額(円) (①×②÷③)	④	G04	G11		G18		G25	
	管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額(円) (第4表の付表A)	⑤	G06	G13		G20		G27	
相続税額の加算金額(円) (①×0.2) ただし、上記④又は⑤の金額がある場合には、((①－④－⑤) ×0.2) となります。			⑥	G07	G14		G21		G28
(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があつた場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。 2 ②欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額の合計額を記入します。 (1) 令和5年12月31日以前に被相続人からの贈与により取得した財産の場合 被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 (2) 令和6年1月1日以後に被相続人からの贈与により取得した財産の場合 被相続人から贈与を受けた年分ごとに次の算式により算出した金額の合計額 (算式) 被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から 相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 － その期間内の被相続人に係る各年分の贈与税 の相続時精算課税に係る基礎控除額(※) ※ 同一年中に被相続人の一親等の血族であつた期間と一親等の血族に該当しない期間のいずれの期間内にもその被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた年分については、次の算式により算出した金額となります。 (算式) その年分において被相続人からの贈与により取得した財産の価額から控除した相続時精算課税に係る基礎控除額 × その年分の被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 その年分の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 3 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。									